【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年１月22日
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　田中 愼一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目５番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三 木 谷　正 直 連絡場所 東京都港区三田三丁目５番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＭＨＡＭグローイング・アジア株式ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	（1）当初募集額 （平成22年２月８日から平成22年２月25日まで）上限1,000億円 （2）継続募集額 （平成22年２月26日から平成23年５月25日まで）上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

MHAMグローイング・アジア株式ファンド
（以下、「当ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、当ファンドは格付けを取得しておりません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

① 当初申込期間（平成22年２月８日～平成22年２月25日）
1,000億円を上限とします。

② 継続申込期間（平成22年２月26日～平成23年５月25日）
5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

① 当初申込期間 受益権１口当たり１円とします。

② 継続申込期間 取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 【申込手数料】

① 申込手数料（受益権１口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間においては１口＝１円）に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、平成22年２月８日現在における手数料率の上限は3.15%（税抜３%）です。なお、申込手数料には、消費税および地方消費税に相当する金額（５%、以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

③ 「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

④ 販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

(6) 【申込単位】

① 申込単位は販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。

② 申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

（注）「分配金再投資コース」を選択された申込者は、収益分配金の再投資に際し、１口の整数倍をもって取得することができます。

(7) 【申込期間】

当初申込期間　平成22年２月８日から平成22年２月25日まで
継続申込期間　平成22年２月26日から平成23年５月25日まで
※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(9) 【払込期日】

① 当初申込期間

取得申込代金は、当初申込期間中に販売会社にお支払いいただきます。

当初申込みにかかる発行価額の総額は、販売会社によって設定日（平成22年２月26日）に、みずほ投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

なお、当初申込期間に受領した申込金額は、信託設定日までの期間について利息を付しません。

② 継続申込期間

取得申込代金は、販売会社が指定する日までに販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、みずほ投信投資顧問株式会社の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

○ 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

第二部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① 主として「中国株式マザーファンド」、「インド株式マザーファンド」および「ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド」（以下各々を「マザーファンド」といいます。）の各受益証券（以下、各々を「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、中国・インド・ＡＳＥＡＮ諸国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

※ 投資する株式には、各投資対象地域以外の国の取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されているＤＲ［預託証書］を含みます。

※ 株式への直接投資に代えて、取引所に上場（上場予定を含みます。）または取引所に準ずる市場において取引される（取引予定を含みます。）株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

ＡＳＥＡＮ（東南アジア諸国連合）とは、加盟国の域内における「経済成長、社会・文化的発展の促進」「政治・経済的安定の確保」「諸問題に関する協力」を目的として1967年に設立された機構です。
（加盟国）インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア（平成22年1月22日現在）
※ 上記加盟国への投資を保証するものではなく、外国為替取引規制、資本規制等の制約や投資環境により、投資を見送る国があります。

② 5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

③ 社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類一覧表　（注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型投信 ●追加型投信	国　内 ●海　外 内　外	●株　式 債　券 不動産投信 その他資産 資産複合

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分一覧表　　（注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 （投資信託証券）※ 資産複合	●年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 ●アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	●ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
			為替ヘッジ
			あり ●なし

※ 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
その他資産 （投資信託証券）	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 ※ 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）を通じて、株式へ投資を行います。
年１回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
アジア	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

（注３）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み

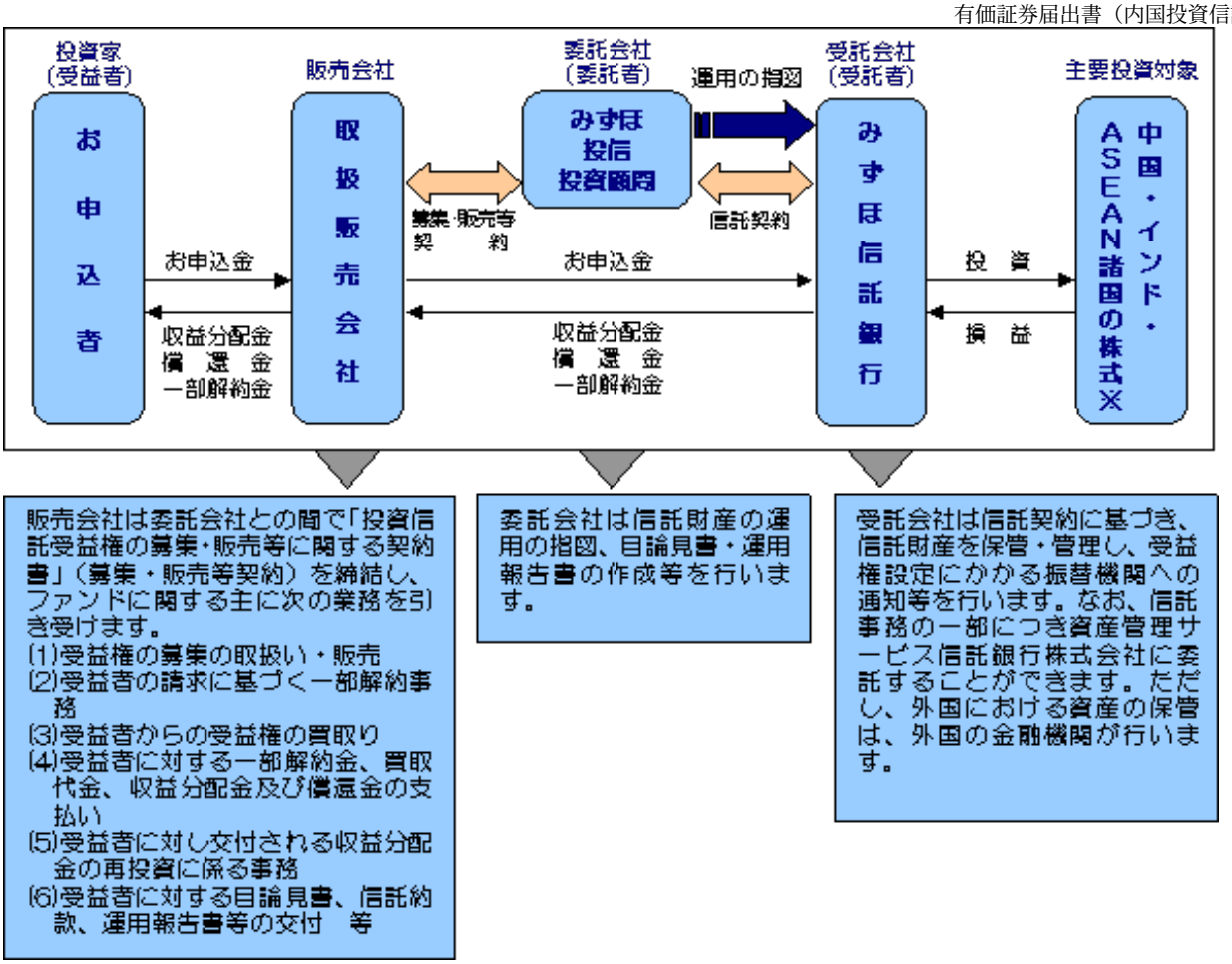

※ 主要投資対象である、中国・インド・ＡＳＥＡＮ諸国の株式には、主として、中国株式マザーファンド、インド株式マザーファンドおよびＡＳＥＡＮ株式マザーファンドを通じて投資を行います。

※ 委託会社は、中国株式マザーファンドについて、ハーベスト・グローバル・インベストメンツ社から、インド株式マザーファンドについて、ＵＴＩアセットマネジメント社から、ＡＳＥＡＮ株式マザーファンドについて、ＵＯＢアセットマネジメント社から、それぞれ運用に関する投資助言を受けます。

② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「中国株式マザーファンド」、「インド株式マザーファンド」および「ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド」をマザーファンドとする「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

≪ファミリーファンド方式≫

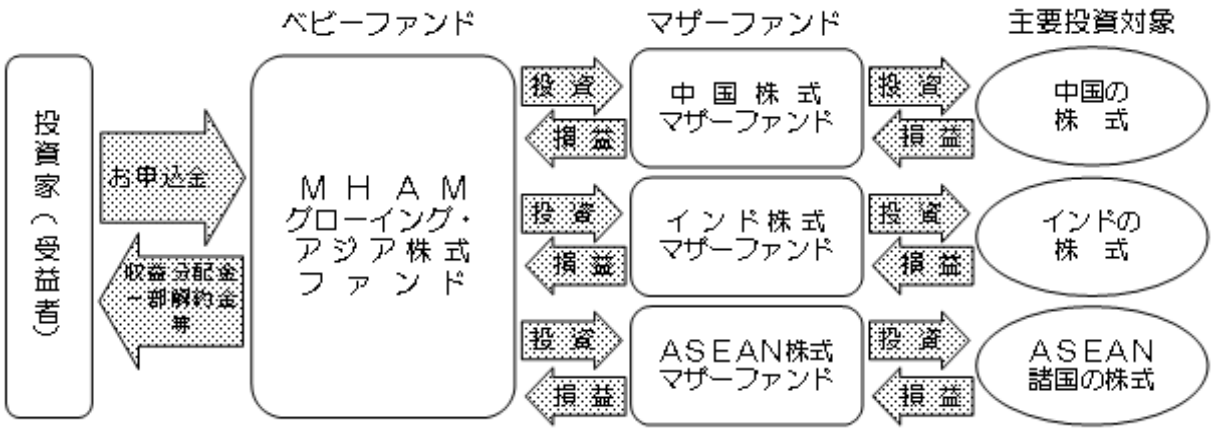

※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※ マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

１．資本金の額 20億4,560万円（平成21年12月31日現在）

２．会社の沿革

昭和39年５月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成９年10月１日	「株式会社第一勧業投資顧問」 「勧角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年７月１日	「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年７月１日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、 「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

３．大株主の状況（平成21年12月31日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

２ 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

② 運用方法

１．主要投資対象

中国株式マザーファンド受益証券、インド株式マザーファンド受益証券、ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

２．投資態度

ａ．主として、各マザーファンド受益証券への投資を通じて、中国・インド・ＡＳＥＡＮ諸国の株式（ＤＲ［預託証書］を含みます。以下同じ。）に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※ 株式への直接投資に代えて、取引所に上場（上場予定を含みます。）または取引所に準ずる市場において取引される（取引予定を含みます。）株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

＜各マザーファンドの投資顧問会社＞

各マザーファンドにおける運用にあたっては、以下の運用会社からの個別銘柄情報等の調査関連情報を活用します。

「中国株式マザーファンド」

ハーベスト・グローバル・インベストメンツ社

・正式名称：Harvest Global Investments Limited
・設立：2008年
・中国大手運用会社／ハーベスト・ファンド・マネジメントの香港拠点。ハーベスト・グループの運用資産は中国国内で最大級を誇ります。

「インド株式マザーファンド」

ＵＴＩアセットマネジメント社

・正式名称：UTI Asset Management Company Ltd.
・設立：1963年

・インド国内最大級の資産を運用する大手運用会社であり、40年以上の歴史を持つインドで最も歴史のある運用会社です。

「ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド」

ＵＯＢアセットマネジメント社

・正式名称：UOB Asset Management Ltd
・設立：1986年
・シンガポールの大手金融機関／ユナイテッド・オーバーシーズ・バンク（UOB）傘下の運用会社です。

※ 上記３社を以下「投資顧問会社」と称する場合があります。

ｂ．個別銘柄の選定にあたっては、企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄を選別し、投資を行います。

ｃ．各マザーファンド受益証券への基本投資配分は、それぞれのマザーファンド受益証券の組入比率がおおむね均等割合となるよう投資することを原則とします。

＜投資配分のイメージ＞

各マザーファンド受益証券への投資を通じ、中国の株式、インドの株式、ＡＳＥＡＮ諸国の株式への実質組入※比率が、おおむね均等割合となることを原則とします。

「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。(以下同じ。)

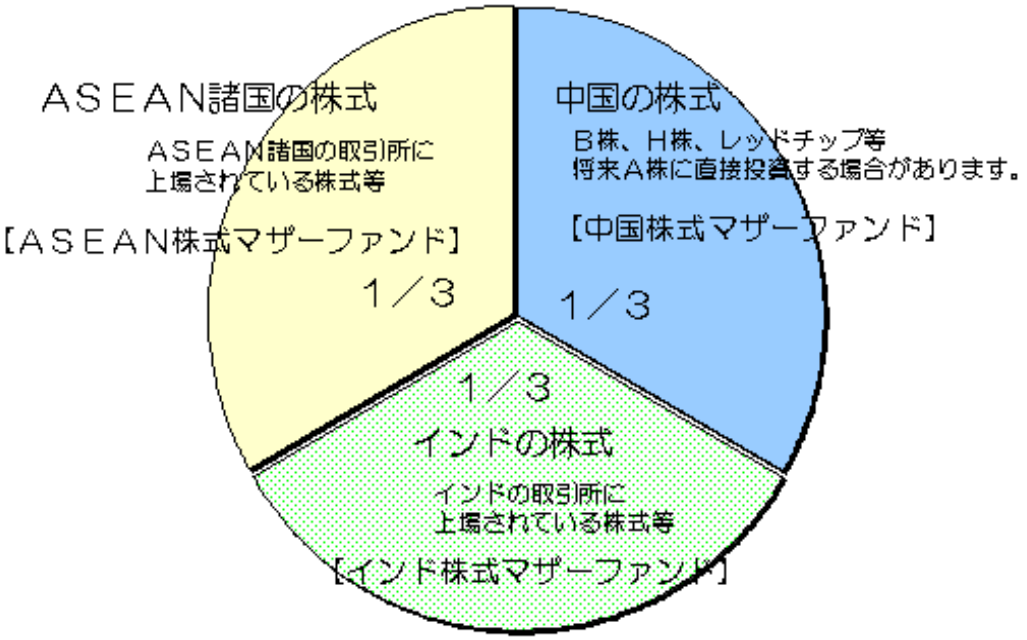

※ 追加設定・解約など、当ファンドにおける資金事情および各マザーファンドを通じて投資を行う各投資対象市場の株式の市況動向等によっては、均等割合とならない場合があります。

＜中国の株式について＞

Ｂ株　　：上海証券取引所（米ドル建て）、深セン証券取引所（香港ドル建て）に上場され、中国国内投資家以外の投資家も投資可能な中国企業株。

Ｈ株　　：香港証券取引所に上場され、香港ドルによって売買される、中国本土に登記された中国企業株。中国国内投資家以外の投資家も投資可能です。

レッドチップ：香港証券取引所に上場され、香港ドルによって売買される、資本的背景は中国本土であるが、香港（ならびにその他の地域）に登記された企業の株式。中国国内投資家以外の投資家も投資可能です。

Ａ株　　：上海証券取引所、深セン証券取引所に上場され、人民元によって売買される、中国国内（香港などを除きます。）投資家のみが投資可能な中国企業株。なお、ＱＦＩＩ（適格国外機関投資家）制度の認定を受けた機関投資家も取引可能です。

ｄ．株式および株価連動証券の実質組入比率の合計は、高位を維持することを基本とします。

ｅ．マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

ｆ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ｇ．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

③ ファンドの投資プロセス

当ファンドは、各マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより、中国・インド・ＡＳＥＡＮ諸国の株式に投資を行います。

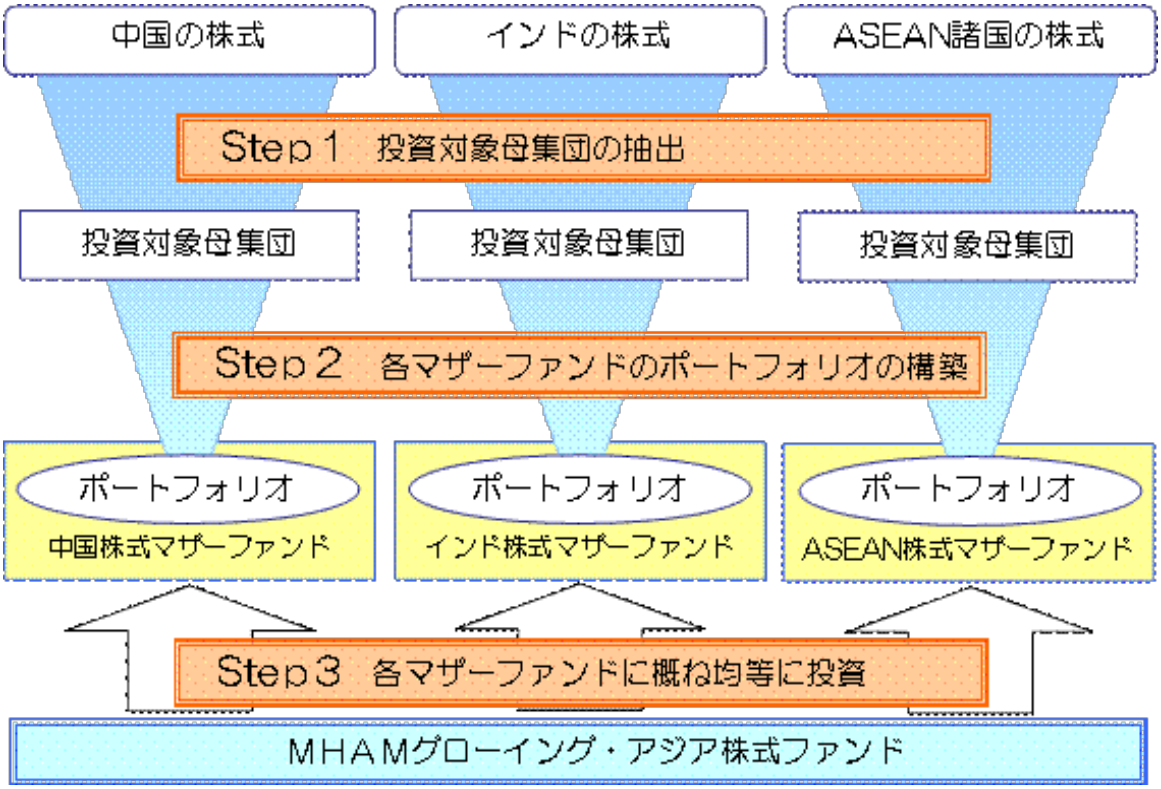

Step 1 投資対象母集団の抽出

時価総額や売買金額による定量スクリーニングにより、投資対象母集団を抽出します。

Step 2 各マザーファンドのポートフォリオの構築

国別（ＡＳＥＡＮ諸国のみ。以下同じ。）、セクター別の配分、および個別銘柄の選定を行い、ポートフォリオを構築します。

＜国別配分＞　マクロ経済やバリュエーション指標などから決定

＜セクター配分＞各セクターの見通しなどを考慮し決定

＜個別銘柄選定＞企業のファンダメンタルズ、成長性や株価バリュエーション等の定量・定性両面から個別銘柄を分析・選定

Step 3 各マザーファンドに概ね均等に投資

各マザーファンドへ概ね１／３程度ずつ、均等に投資します。

※ 当ファンドの資金事情および各マザーファンドの各投資対象市場の株式の市況動向等によっては、均等割合とならない場合があります。

・中国の株式への投資にあたっては、ハーベスト・グローバル・インベストメンツ社からの個別銘柄情報等の調査関連情報を活用します。
・インドの株式への投資にあたっては、ＵＴＩアセットマネジメント社からの個別銘柄情報等の調査関連情報を活用します。
・ＡＳＥＡＮ諸国の株式への投資にあたっては、ＵＯＢアセットマネジメント社からの個別銘柄情報等の調査関連情報を活用します。

※ 上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
ａ．有価証券
ｂ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）
ｃ．金銭債権
ｄ．約束手形（ａ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
２．次に掲げる特定資産以外の資産
ａ．為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、下記1．から3．までのみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託の受益証券および下記4．から25．までの有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 中国株式マザーファンド受益証券
2. インド株式マザーファンド受益証券
3. ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド受益証券
4. 株券または新株引受権証書
5. 国債証券
6. 地方債証券
7. 特別の法律により法人が発行する債券
8. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
10. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
11. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
12. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
13. コマーシャル・ペーパー

14. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
15. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1．から14．までの証券または証書の性質を有するもの
16. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。ただし、前記1．から3．に定めるものを除きます。）
17. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
18. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
19. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
20. 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいい、当該受益証券であって指定金銭信託の受益証券に該当するものを含みます。）および外国または外国の者の発行する証券または証書で当該受益証券の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
24. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
25. 外国の者に対する権利で前記24．の有価証券の性質を有するもの

なお、4．の証券または証書、15．ならびに20．の証券または証書のうち4．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、5．から9．までの証券および15．ならびに20．の証券または証書のうち5．から9．までの証券の性質を有するものならびに17．の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、16．の証券および17．の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といい、19．の証券または証書のうち対象とする株式の価格にその価格が連動する性質を有するものを以下「株価連動証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5．の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

① 意思決定プロセス

１．運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。

２．運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。

３．運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて、具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運

用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。

4．各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。

5．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成21年12月末現在４名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

② 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また、各マザーファンドにかかる各投資顧問会社に対しては、経営陣・運用担当者との面談を含めた、助言継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎計算期末（原則として毎年２月25日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1．分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

2．分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

3．収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

② 収益分配金の支払い

1．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

2．収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

a．約款で定める投資制限

① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券（約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限、約款第17条、約款第20条および約款第21条）

1．株式への実質投資割合※には制限を設けません。

※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

2．委託会社は、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

3．委託会社は、同一銘柄の株式（同一銘柄の株式を対象とする株価連動証券を含みます。以下この３．において同じ。）への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

４．委託会社は、同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

５．委託会社が投資することを指図する株式（株価連動証券が連動対象とする株式を含みます。以下この５．において同じ。）、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。なお、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

② 投資信託証券（約款第17条）

委託会社は、投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 転換社債等（約款第22条）

委託会社は、同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限および約款第28条）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤ 外国為替予約（約款第29条）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑥ 信用取引（約款第23条）

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

２．信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

ａ．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ｂ．株式分割により取得する株券

ｃ．有償増資により取得する株券

ｄ．売出しにより取得する株券

ｅ．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

ｆ．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前記ｅ.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑦ 有価証券先物取引等（約款第24条）

１．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等、ならびに「(2)投資対象③ 1．から4．」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1．2．3．で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

２．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ1.2.3.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

３．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

ａ．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象③ 1．から4．」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ｂ．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象③ 1．から4．」に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額をいいます。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ｃ．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ1．2．3．で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑧ スワップ取引（約款第25条）

１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること

ができます。

2．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4．上記３．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

6．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引（約款第26条）

1．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4．上記３．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

６．上記５．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

７．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

８．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩ 有価証券の貸付（約款第27条）

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。

ａ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ｂ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

２．前記１．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

３．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪ 資金の借入れ（約款第35条）

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を上回らない範囲内とします。

３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｂ．法令で定める投資制限

① デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

② 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

〈参考〉各マザーファンドの投資方針および主な投資制限

Ⅰ「中国株式マザーファンド」

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

２．運用方法

(1) 主要投資対象

中国の株式（ＤＲ［預託証書］を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、中国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※ 株式への直接投資に代えて、取引所に上場（上場予定を含みます。）または取引所に準ずる市場において取引される（取引予定を含みます。）株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

② 個別銘柄の選定にあたっては、企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄を選別し、投資を行います。

③ 株式および株価連動証券の組入比率の合計は、高位を維持することを基本とします。

④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑤ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 主な投資制限

① 株式への投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④ 同一銘柄の株式（同一銘柄の株式を対象とする株価連動証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

Ⅱ「インド株式マザーファンド」

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

２．運用方法

(1) 主要投資対象

インドの株式（ＤＲ［預託証書］を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、インドの株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※ 株式への直接投資に代えて、取引所に上場（上場予定を含みます。）または取引所に準ずる市場において取引される（取引予定を含みます。）株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

② 個別銘柄の選定にあたっては、企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄を選別し、投資を行います。

③ 株式および株価連動証券の組入比率の合計は、高位を維持することを基本とします。

④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑤ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 主な投資制限

① 株式への投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④ 同一銘柄の株式（同一銘柄の株式を対象とする株価連動証券を含みます。）への投資割合は、取得時

において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

Ⅲ「ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド」

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

２．運用方法

(1) 主要投資対象

ＡＳＥＡＮ諸国の株式（ＤＲ［預託証書］を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として、ＡＳＥＡＮ諸国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

※ 株式への直接投資に代えて、取引所に上場（上場予定を含みます。）または取引所に準ずる市場において取引される（取引予定を含みます。）株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

② 個別銘柄の選定にあたっては、企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄を選別し、投資を行います。

③ 株式および株価連動証券の組入比率の合計は、高位を維持することを基本とします。

④ 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑤ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 主な投資制限

① 株式への投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

④ 同一銘柄の株式（同一銘柄の株式を対象とする株価連動証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

３ 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、主として各マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先（株価連動証券を通じた場合を含みます。以下同じ。）となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。

当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式への投資割合を原則として高位に維持（ＤＲ［預託証書］や株価連動証券が組入れの中心となる場合があります。）するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。

② 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価値が下落するリスクをいいます。

当ファンドが行う外貨建資産への投資のうち、為替ヘッジが行われていない部分において、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドでは、外貨建資産への投資にあたり、原則として為替ヘッジを行いません。このため、基準価額は為替変動の影響を直接受けることとなります。

③ カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。

当ファンドの投資先となっている国がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。なお、アジア諸国の市場は先進諸国の市場と比較して、経済、情報開示制度や決済システム等のインフラが未発達で、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在します。そのため、急激な金利や為替変動が起きた場合や、外国為替取引規制や資本規制などが実施された場合に、市場に及ぼす影響は先進諸国以上に大きいことが予想されます。このような場合には、資産価値の下落や為替変動の影響により、当ファンドの基準価額が大幅に下落する可能性があります。

④ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑤ 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体および株価連動証券の発行体や連動の対象となる株式の発行企業がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑥ 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。当ファンドが公社債への投資を行っている場合には、金利上昇は当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、金利変動により株式市場と公社債市場の間で資金シフトが起こる場合があり、その場合、金利変動の影響は株式市場にも及びます。

⑦ その他留意点

当ファンドが投資を行う投資対象国の制度により、当該国市場への投資を行うにあたり、取引口座開設等に相当の期間を要する場合があり、ファンド設定当初においては当該国市場への投資が行えないことがあります。その影響により、当該期間においては、当ファンドが目標とする投資成果が達成できない場合や、収益機会を逸する場合があります。

投資対象国において、税制、決済ルールの変更などにより税金や費用が新たに発生した場合や、外国為替取引規制や外国からの投資規制の実施などがあった場合は、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

(2) リスク管理体制

① リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

② 法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

③ 運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

④ これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

※ 上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 申込手数料（受益権１口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間においては１口＝１円）に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、平成22年２月８日現在における手数料率の上限は3.15%（税抜３%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

④ 販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

① 当ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.785%（税抜1.70%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.966%（税抜0.92%）	0.735%（税抜0.70%）	0.084%（税抜0.08%）

※ 委託会社の報酬には、各マザーファンドにかかる各投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれています。

② 信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 以上の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

④ 受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

１．個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税７%および地方税３%）の税率※による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10%（所得税７%および地方税３%）の税率※による申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

※ 平成24年１月１日以降は、上記の10%の税率は、20%（所得税15%および地方税５%）になりま

す。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに３年間の繰越控除の対象とすることができます。

２．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、７％（所得税７％、地方税は課せられません。）の税率※による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

※ 平成24年１月１日以降は、上記の７％の税率は、15％（所得税15％、地方税は課せられません。）になります。

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は、以下のように区分されます。

１．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

２．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個別元本について

１．追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

２．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

３．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

４．受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、上記「② 収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。)

※ 税法が改正された場合等には、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。
※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
※ 買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

当ファンドは、平成22年２月26日から運用を開始する予定です。したがって、該当事項はありません。

(2) 【投資資産】

当ファンドは、平成22年２月26日から運用を開始する予定です。したがって、該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

当ファンドは、平成22年２月26日から運用を開始する予定です。したがって、該当事項はありません。

6 【手続等の概要】

(1) 申込(販売)手続等

① 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、継続申込期間において、取得申込日が、香港証券取引所、ボンベイ証券取引所、ナショナル証券取引所およびシンガポール証券取引所の休業日のいずれかにあたる場合には、お申込みの受付けはいたしません。

② 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

③ お申込みには、収益分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の２つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

④ 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

⑤ 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中については、１口につき１円）に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

⑥ 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、受益権を１口単位で購入できるものとします。

⑦ 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

(2) 換金(解約)手続等

① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し１万口単位または１口単位をもって解約を請求することができます。

※ 解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります

② 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

③ 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、香港証券取引所、ボンベイ証券取引所、ナショナル証券取引所およびシンガポール証券取引所の休業日のいずれかにあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。

④ 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または

委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

⑤ 解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、６営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

⑥ 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

⑦ 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。

7 【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

① 資産の評価

１．基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

株式：計算日※における取引所の最終相場（終値）
マザーファンド受益証券：計算日の基準価額
外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

２．当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、翌日の日本経済新聞（当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、「Ｇアジア」の略称にて記載されます。）に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

② 保管

該当事項はありません。

③ 信託期間

平成22年２月26日から平成32年２月25日までとします。

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

④ 計算期間

原則として毎年２月26日から翌年２月25日までとします。

計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

⑤ その他

１．信託契約の解約（繰上償還）

ａ．委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合には、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁

に届け出ます。

イ 信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。

ロ やむを得ない事情が発生したとき。

ハ 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。

b．委託会社は、上記ａ．にしたがい繰上償還させる場合は、「３．書面による決議（以下「書面決議」ということがあります。）」により行います。

c．委託会社は、上記の他、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき等には、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。

２．信託約款の変更等

a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合を行うことができます。これらの場合には、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、上記ａ．の事項（変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）は、「３．書面による決議」により行います。

c．当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

d．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

３．書面による決議

a．委託会社は、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約または信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもって書面決議の通知を発します。

b．受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

c．書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

d．繰上償還または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において反対した受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

e．繰上償還について、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、および信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じており、書面決議の手続きを行うことが困難な場合には、書面決議は行いません。

f．重大な約款の変更等について、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、書面決議は行いません。

４．償還金の支払い

償還金は、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日までに、販売会社において支払いが開始されます。

※ 償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

５．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

６．運用報告書

委託会社は、計算期間終了毎に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

(2) 受益者の権利等

受益者の主な権利には、収益分配金に対する請求権、一部解約の実行請求権、償還金に対する請求権および帳簿書類の閲覧・謄写の請求権などがあります。

第２　【財務ハイライト情報】

当ファンドは、平成22年２月26日から運用を開始する予定であり、それまでは何ら資産を保有していません。したがって、該当記載事項はありません。

第３　【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第４ 【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は以下の通りです。

第１ ファンドの沿革

第２ 手続等
　１ 申込（販売）手続等
　２ 換金（解約）手続等

第３ 管理及び運営
　１ 資産管理等の概要
　　(1) 資産の評価
　　(2) 保管
　　(3) 信託期間
　　(4) 計算期間
　　(5) その他
　２ 受益者の権利等

第４ ファンドの経理状況
　１ 財務諸表
　　(1) 貸借対照表
　　(2) 損益及び剰余金計算書
　　(3) 注記表
　　(4) 附属明細表
　２ ファンドの現況
　　純資産額計算書

第５ 設定及び解約の実績

第三部 【ファンドの詳細情報】

第１ 【ファンドの沿革】

平成22年１月22日　　関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成22年２月26日　　信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始（予定）

第２ 【手続等】

１ 【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、継続申込期間において、取得申込日が、香港証券取引所、ボンベイ証券取引所、ナショナル証券取引所およびシンガポール証券取引所の休業日のいずれかにあたる場合には、お申込みの受付けはいたしません。

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、信託設定により生じた受益権および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の２つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中については、１口につき１円）に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。

(7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、受益権を１口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(8) 取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および同法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

２ 【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し１万口単位または１口単位をもって解約を請求することができます。

※ 解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、香港証券取引所、ボンベイ証券取引所、ナショナル証券取引所およびシンガポール証券取引所の休業日のいずれかにあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

※ 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

(5) 解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、６営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制の導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

第３ 【管理及び運営】

１ 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

株式：計算日※における取引所の最終相場（終値）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額
外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値
※ 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、１月２日および１月３日以外の日とします。）に計算され、翌日の日本経済新聞（当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、「Ｇアジア」の略称にて記載されます。）に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成22年２月26日から平成32年２月25日までとします。

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

原則として毎年２月26日から翌年２月25日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

１．委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。

ａ．信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。

ｂ．やむを得ない事情が発生したとき。

ｃ．信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。

２．前記１．により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

３．委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。

ａ．委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

ｂ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｃ．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

② 信託約款の変更等

１．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「② 信託約款の変更等」および「③ 書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

２．委託会社は、前記１．の事項（前記１．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。

３．この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

４．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 書面決議

１．委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ａ．信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など

ｂ．重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など

２．書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この２．において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

３．書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

４．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

５．信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記１．の通知書面に付記します。

④ 償還金の支払い

償還金は、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日までに、販売会社において支払いが開始されます。

※ 償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

⑤ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑥ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

１．委託会社とハーベスト・グローバル・インベストメンツ社との間の「中国株式マザーファンド」における投資顧問契約、委託会社とＵＴＩアセットマネジメント社との間の「インド株式マザーファンド」における投資顧問契約、および委託会社とＵＯＢアセットマネジメント社との間の「ＡＳＥＡＮ株式マザーファンド」における投資顧問契約の契約期間は、当該各マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、当該契約は契約期間中であっても解約される場合があり、委託会社は、各投資顧問

会社に対する90日前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は日本法を準拠法とします。

２．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則２年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

３．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨ 運用報告書

委託会社は、計算期間の終了毎に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

２ 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第４　【ファンドの経理状況】

１　【財務諸表】

当ファンドは、平成22年２月26日から運用を開始する予定であり、それまでは何ら資産を保有していません。

ファンドの信託財産に係る財務諸表等の作成にあたっては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」および「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

ファンドの会計監査は、新日本有限責任監査法人が行います。

２ 【ファンドの現況】

当ファンドは、平成22年２月26日から運用を開始する予定です。したがって、該当事項はありません。

第５ 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第１ 【委託会社等の概況】

１ 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年12月31日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

(2) 会社の機構(平成21年12月31日現在)

① 会社の組織図

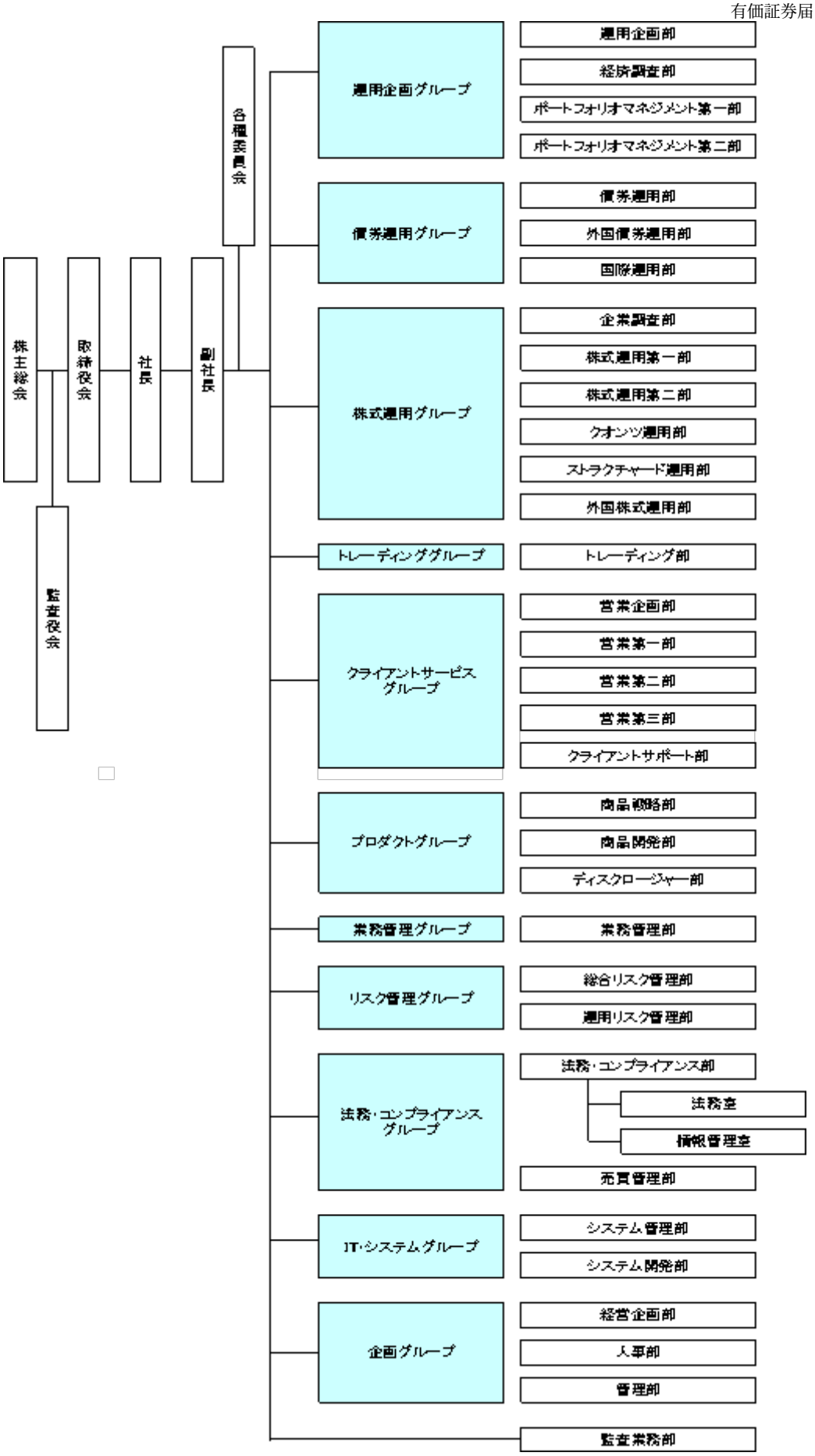

② 運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月１回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成21年12月4日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	274,575,258,244
追加型株式投資信託	197	1,438,679,887,595
追加型金銭信託受益権投資信託	12	21,187,977,246
単位型株式投資信託	66	193,360,965,934
合計	290	1,927,804,089,019

3 【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第45期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき、第46期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の財務諸表については新日本監査法人により監査を受け、また、第46期事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位： 千円）

	前事業年度 (平成20年３月31日)	当事業年度 (平成21年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金	625	330
預金	7,065,880	12,944,930
有価証券	11,992,744	699,650
前払費用	105,790	95,060
未収入金	5,454	107,717
未収委託者報酬	2,310,464	1,541,471
未収運用受託報酬	491,894	463,544
繰延税金資産	221,401	170,033
その他流動資産	153,475	168,518
貸倒引当金	△ 1,401	△ 1,002
流動資産合計	22,346,330	16,190,255
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	299,699	262,456
工具、器具及び備品（純額）	202,763	168,704
リース資産（純額）	-	17,252
有形固定資産合計	※1 502,463	※1 448,414
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	20,840	9,688
その他無形固定資産	477	404

無形固定資産合計	※1 34,064	※1 22,840
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 2,649,681	7,337,632
長期差入保証金	578,457	577,850
会員権	19,500	19,500
繰延税金資産	117,433	241,963
その他	4,200	12,646
投資その他の資産合計	3,369,271	8,189,593
固定資産合計	3,905,799	8,660,848
資産合計	26,252,129	24,851,103
負債の部		
流動負債		
預り金	25,271	310,663
リース債務	-	8,154
未払金		
未払収益分配金	2,498	1,211
未払償還金	82,809	59,604
未払手数料	1,000,605	653,229
その他未払金	25,942	18,206
未払金合計	1,111,857	732,252
未払費用	1,294,253	975,985
未払法人税等	622,172	416
未払消費税等	136,087	-
賞与引当金	330,000	357,300
流動負債合計	3,519,641	2,384,772
固定負債		
リース債務	-	22,465
長期未払金	14,667	7,965
退職給付引当金	78,809	-
役員退職慰労引当金	71,728	86,774
その他固定負債	-	5,355
固定負債合計	165,204	122,560
負債合計	3,684,845	2,507,332
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,677,723	5,550,806

利益剰余金合計	15,810,907	15,683,990
株主資本合計	22,572,982	22,446,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 5,698	△ 102,294
評価・換算差額等合計	△ 5,698	△ 102,294
純資産合計	22,567,284	22,343,771
負債純資産合計	26,252,129	24,851,103

(2) 【損益計算書】

（単位： 千円）

	前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	19,457,777	16,239,947
運用受託報酬	2,416,074	2,382,150
その他営業収益	990	-
営業収益合計	21,874,842	18,622,097
営業費用		
支払手数料	8,694,634	7,324,723
広告宣伝費	506,498	403,189
公告費	4,648	333
調査費		
調査費	674,590	752,457
委託調査費	4,020,211	3,325,622
図書費	7,947	11,105
調査費合計	4,702,750	4,089,185
委託計算費	238,758	175,717
営業雑経費		
通信費	70,397	66,046
印刷費	241,701	258,312
協会費	15,284	18,680
諸会費	3,122	2,786
その他	71,874	87,262
営業雑経費合計	402,381	433,087
営業費用合計	14,549,671	12,426,237
一般管理費		
給料		
役員報酬	117,432	138,599
給料手当	1,887,640	2,232,878
賞与	324,158	363,519
給料合計	2,329,231	2,734,996
交際費	775	1,351
旅費交通費	114,064	111,430
租税公課	99,402	53,660
不動産賃借料	471,669	512,167
退職給付費用	108,459	119,728
福利厚生費	297,547	361,478
貸倒引当金繰入	383	-

賞与引当金繰入		300,575	357,300
役員退職慰労引当金繰入		32,114	21,351
固定資産減価償却費		115,621	126,603
諸経費		417,678	422,564
一般管理費合計		4,287,523	4,822,632
営業利益		3,037,647	1,373,227
営業外収益			
受取配当金		20,969	16,524
有価証券利息		43,685	49,988
受取利息		18,805	20,577
有価証券償還益		601,092	-
時効到来償還金等		77,733	17,667
雑収入		31,780	8,325
営業外収益合計		794,067	113,083
営業外費用			
時効到来償還金等払戻損		2,632	48,628
有価証券解約損		20,510	6,915
ヘッジ会計に係る損失		-	9,357
雑損失		4,527	12,493
営業外費用合計		27,670	77,395
経常利益		3,804,044	1,408,915
特別利益			
投資有価証券売却益		-	3,436
特別利益合計		-	3,436
特別損失			
減損損失	※1	80,910	-
合併関連費用		836,999	-
ゴルフ会員権評価損		4,000	-
システム統合費用		-	201,974
リース会計基準適用に伴う影響額		-	14,726
保養所処分損		-	3,353
投資有価証券評価損		-	529
特別損失合計		921,909	220,583
税引前当期純利益		2,882,134	1,191,768
法人税、住民税及び事業税		1,171,403	466,036
法人税等調整額		△ 10,164	△ 6,892
法人税等合計		1,161,239	459,144
当期純利益		1,720,894	732,624

(3) 【株主資本等変動計算書】

（単位： 千円）

	前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		

資本準備金		
前期末残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
前期末残高	-	2,450,074
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
当期変動額合計	2,450,074	-
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
前期末残高	2,266,400	4,716,474
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
当期変動額合計	2,450,074	-
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
前期末残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,463,878	5,677,723
当期変動額		
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
当期変動額合計	1,213,845	△126,917
当期末残高	5,677,723	5,550,806
利益剰余金合計		
前期末残高	14,597,062	15,810,907
当期変動額		
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
当期変動額合計	1,213,845	△126,917
当期末残高	15,810,907	15,683,990
自己株式		
前期末残高	△720,201	-
当期変動額		
自己株式の処分	720,201	-
当期変動額合計	720,201	-
当期末残高	-	-
株主資本合計		
前期末残高	18,188,861	22,572,982

当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
自己株式の処分	720,201	-
当期変動額合計	4,384,121	△126,917
当期末残高	22,572,982	22,446,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	440,940	△5,698
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△446,639	△96,595
当期変動額合計	△446,639	△96,595
当期末残高	△5,698	△102,294
評価・換算差額等合計		
前期末残高	440,940	△5,698
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△446,639	△96,595
当期変動額合計	△446,639	△96,595
当期末残高	△5,698	△102,294
純資産合計		
前期末残高	18,629,801	22,567,284
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
自己株式の処分	720,201	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△446,639	△96,595
当期変動額合計	3,937,482	△223,512
当期末残高	22,567,284	22,343,771

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
１ 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	１ 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
２ デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法…時価法	２ デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
３ 固定資産の減価償却方法	３ 固定資産の減価償却方法

有形固定資産…定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ15,467千円減少しております。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ558千円減少しております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法
(2) 無形固定資産…定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法	(2) 無形固定資産 同左
――――――――	(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左
(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左
(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。	(3) 退職給付引当金（前払年金費用） 同左
(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左
5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	――――――――

7　ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております	6　ヘッジ会計の方針 同左
8　消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7　消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日)	当事業年度 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)
――――――――	（リース取引に関する会計基準の適用） 「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しております。なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。 これにより、従来の方法に比べ、固定資産は17,252千円、流動負債は8,154千円、固定負債は22,465千円増加し、営業利益は1,390千円増加し、経常利益は66千円、税引前当期純利益は14,793千円減少しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日)	当事業年度 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)
（貸借対照表及び損益計算書） 当事業年度より、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき、「未収投資顧問料」を「未収運用受託報酬」、「投資顧問料」を「運用受託報酬」、「法人税等」を「法人税、住民税及び事業税」に変更いたしました。 また、「有価証券解約損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。 なお、前事業年度における「有価証券解約損」の金額は0千円であります。	――――――――

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成20年３月31日)	当事業年度 (平成21年３月31日)
※１ 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 32,488千円 工具、器具及び備品 271,535千円 ソフトウェア 65,787千円 その他無形固定資産 368千円	※１ 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 69,730千円 工具、器具及び備品 287,344千円 リース資産 44,652千円 ソフトウェア 54,108千円 その他無形固定資産 441千円
※２ 担保に提供している資産 投資有価証券25,072千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。	―――――――

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
※１ 減損損失 （経緯） 平成20年3月3日開催の取締役会において、売却の意思決定がされた資産につき、減損損失を認識いたしました。 （減損損失の金額） 種類 ／ 金額（千円） 建物 67,501 器具備品 12,958 売却経費 450 合計 80,910 なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の正味売却価額により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。	―――――――

（株主資本等変動計算書の注記）

前事業年度(自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	839,200	212,870	-	1,052,070

（変動事由の概要）
増加数の内訳は、次の通りであります。
合併に伴う新株式の発行による増加 212,870株

２．自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	26,620	-	26,620	-

（変動事由の概要）
減少数の内訳は、次の通りであります。
合併に伴う自己株式の処分による減少 26,620株

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年6月15日の第４４回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

１）配当金の総額	507,049,920円
２）１株当たり配当額	624円
３）基準日	平成19年3月31日
４）効力発生日	平成19年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月17日の第４５回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

１）配当金の総額	859,541,190円
２）配当の原資	利益剰余金
３）１株当たり配当額	817円
４）基準日	平成20年3月31日
５）効力発生日	平成20年6月18日

当事業年度(自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月17日の第４５回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

１）配当金の総額	859,541,190円
２）１株当たり配当額	817円
３）基準日	平成20年3月31日
４）効力発生日	平成20年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月16日の第４６回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

１）配当金の総額	366,120,360円
２）配当の原資	利益剰余金
３）１株当たり配当額	348円
４）基準日	平成21年3月31日
５）効力発生日	平成21年6月17日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	１．ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 ① リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 ② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「３ 固定資産の減価償却方法」 に記載のとおりであります。

	工具、器具及び備品(千円)	車両及び運搬具(千円)	合計(千円)
取得価額相当額	55,599	11,885	67,484
減価償却累計額相当額	21,250	3,921	25,172
期末残高相当額	34,348	7,963	42,312

② 未経過リース料期末残高相当額

１年以内	11,412千円
１年超	33,413千円
合計	44,825千円

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	12,097千円
減価償却費相当額	10,797千円
支払利息相当額	1,625千円

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法
…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法
…リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（有価証券関係）

１ その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度（平成20年３月31日）			当事業年度（平成21年３月31日）		
	取得原価（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）	取得原価（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
① 株式	14,345	19,169	4,824	14,345	17,537	3,192
② 債券	3,499,629	3,499,744	115	25,046	25,112	66
③ 証券投資信託	999,300	1,059,940	60,639	2,714,944	2,770,741	55,796
小計	4,513,275	4,578,854	65,579	2,754,335	2,813,391	59,055
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
① 株式	63,670	52,065	△ 11,605	63,670	36,935	△ 26,735
② 債券	7,018,427	7,018,072	△ 354	699,654	699,650	△ 4
③ 証券投資信託	1,045,581	982,354	△ 63,226	4,198,602	3,993,813	△ 204,789
小計	8,127,679	8,052,492	△ 75,186	4,961,927	4,730,398	△231,529
合計	12,640,954	12,631,346	△ 9,607	7,716,263	7,543,789	△ 172,473

２ 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度（自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）	当事業年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）
売却額 （千円）	113,315	21,022
売却益の合計額 （千円）	―	3,436

売却損の合計額　（千円）	―	―

前事業年度(自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	2,807,380千円
解約・償還益	616,142千円
解約・償還損	20,768千円

当事業年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	273,772千円
解約・償還益	1,293千円
解約・償還損	6,915千円

３　時価評価されていない有価証券

内容	前事業年度 (平成20年３月31日)	当事業年度 (平成21年３月31日)
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	511,079	493,493
国内ＣＤ	1,500,000	―

４　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度(自　平成19年４月１日　至　平成20年３月31日)

区分	１年以内(千円)	１年超５年以内(千円)	５年超10年以内(千円)	10年超(千円)
①　債券				
国債	10,492,744	25,072	―	―
②　証券投資信託	―	―	―	―
③　国内ＣＤ	1,500,000	―	―	―
合計	11,992,744	25,072	―	―

当事業年度(自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日)

区分	１年以内(千円)	１年超５年以内(千円)	５年超10年以内(千円)	10年超(千円)
①　債券				
国債	699,650	25,112	―	―
合計	699,650	25,112	―	―

(デリバティブ取引関係)

１　取引の状況に関する事項

前事業年度 (自　平成19年４月１日 至　平成20年３月31日)	当事業年度 (自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日)

1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。 2 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の市場の変動によるリスク低減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ① ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ③ ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。 4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。 5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに管理部が管理を行い、トレーディング部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。	1 取引の内容 同左 2 取引に対する取組方針 同左 3 取引の利用目的 同左 4 取引に係るリスクの内容 同左 5 取引に係るリスクの管理体制 同左

2 取引の時価等に関する事項

前事業年度(平成20年３月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

当事業年度(平成21年３月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注１)	510,895千円
② 年金資産		432,086千円
③ 退職給付引当金		78,809千円

(注１) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注１)	108,459千円

② 退職給付費用	108,459千円

（注１）確定拠出型制度の退職給付費用10,603千円を含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

① 割引率	2.5%及び4.5%
② 予定計算利率	0.75%及び1.00%
③ 過去勤務債務の償却方法	定額償却
④ 過去勤務債務の償却割合	20/100及び35/100

当事業年度(自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	（注１）	536,082千円
② 年金資産		536,729千円
③ 退職給付引当金		―
④ 前払年金費用		646千円

（注１）当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	（注１）	119,728千円
② 退職給付費用		119,728千円

（注１）確定拠出型制度の退職給付費用16,753千円を含めております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年３月31日)		当事業年度 (平成21年３月31日)	
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
有価証券償却超過額	11,432千円	有価証券償却超過額	11,432千円
ソフトウェア償却超過額	33,791千円	ソフトウェア償却超過額	125,208千円
賞与引当金損金算入限度超過額	134,277千円	賞与引当金損金算入限度超過額	145,385千円
退任役員退職年金未払金	12,285千円	退任役員退職年金未払金	5,968千円
ゴルフ会員権償却超過額	62,754千円	ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円
未払事業税	58,774千円	その他有価証券評価差額金	70,179千円
退職給付引当金	32,067千円	その他	69,737千円
減損損失	9,195千円	繰延税金資産小計	459,033千円
その他有価証券評価差額金	3,909千円	評価性引当額	△44,620千円
その他	56,600千円	繰延税金資産合計	414,413千円
小計	415,087千円	繰延税金負債	
評価性引当額	△76,252千円	未払事業税	△2,152千円

繰延税金資産の純額	338,834千円	前払年金費用	△263千円
		繰延税金負債合計	△2,415千円
		繰延税金資産の純額	411,997千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
		法定実効税率	40.69%
		（調整）	
		評価性引当額	△2.65%
		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42%
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.26%
		住民税等均等割	0.35%
		その他	△0.02%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.53%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)

１．結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

（１）結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業 第一勧業アセットマネジメント株式会社（当社）

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

②被結合企業 富士投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

（２）企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併であり、両社はともに株式会社みずほフィナンシャルグループを親会社としております。なお、結合後企業の名称はみずほ投信投資顧問株式会社となっており、合併により普通株式239,490株を交付しております。また、合併による資本金の増加はありません。

（３）取引の目的を含む取引の概要

近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社が持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、平成19年７月１日を合併期日として富士投信投資顧問株式会社と合併しました。

２．実施した会計処理の概要

当社が富士投信投資顧問株式会社より受入れた資産及び負債は、合併期日（平成19年７月１日）の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。

当事業年度(自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	1,540,965百万円	子会社の経営管理	被所有 直接 98.7%	なし	経営管理	自己株式の処分	679,105	―	―

(2) 兄弟会社

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000百万円	銀行業	なし	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,110,308	未払手数料	411,412
親会社の子会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	直接 0.0%	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,007,488	未払手数料	193,543
親会社の子会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231百万円	信託銀行業	なし	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,559,261	未収委託者報酬	1,801,982

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,882,983	未払手数料	246,189
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	1,342,543	未払手数料	118,580
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	11,271,538	未収委託者報酬	1,255,215

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
１株当たり純資産額 21,450.36円	１株当たり純資産額 21,237.91円
１株当たり当期純利益 1,733.85円	１株当たり当期純利益 696.36円
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）	（１株当たり当期純利益の算定上の基礎）
損益計算書上の当期純利益 1,720,894千円	損益計算書上の当期純利益 732,624千円
普通株式に係る当期純利益 1,720,894千円	普通株式に係る当期純利益 732,624千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 992,524株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
該当事項はありません。	同左

(4) 中間貸借対照表

（単位： 千円）

	第47期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	13,010,461
有価証券	25,095
未収委託者報酬	1,803,460
未収運用受託報酬	908,980
繰延税金資産	168,484
その他	349,652
貸倒引当金	△ 1,380
流動資産合計	16,264,752
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	246,995
工具、器具及び備品（純額）	146,652
リース資産（純額）	14,358
有形固定資産合計	※1 408,006
無形固定資産	19,068
投資その他の資産	
投資有価証券	7,139,962

長期差入保証金	577,286
繰延税金資産	221,780
その他	52,530
投資その他の資産合計	7,991,559
固定資産合計	8,418,634
資産合計	24,683,386

負債の部	
流動負債	
リース債務	6,016
未払金	823,364
未払費用	1,007,960
未払法人税等	121,803
未払消費税等	46,814
賞与引当金	325,700
その他	71,144
流動負債合計	2,402,804
固定負債	
リース債務	19,619
長期未払金	5,715
役員退職慰労引当金	96,794
時効後支払損引当金	18,207
その他	1,260
固定負債合計	141,597
負債合計	2,544,401

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	104,600
退職慰労積立金	100,000
別途積立金	9,800,000
繰越利益剰余金	5,336,632
利益剰余金合計	15,469,817
株主資本合計	22,231,892
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△ 92,906
評価・換算差額等合計	△ 92,906
純資産合計	22,138,985
負債純資産合計	24,683,386

（5） 中間損益計算書

（単位： 千円）

	第47期中間会計期間 (自 平成21年4月１日 至 平成21年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	7,021,586
運用受託報酬	1,075,304
営業収益計	8,096,891
営業費用及び一般管理費	※1 7,788,870
営業利益	308,020
営業外収益	
受取配当金	1,629
有価証券利息	414
受取利息	17,574
有価証券解約益	4,180
時効到来償還金等	1,176
その他	14,070
営業外収益計	39,046
営業外費用	
有価証券解約損	13,339
その他	8,766
営業外費用計	22,105
経常利益	324,961
特別損失	
投資有価証券評価損	29,794
過年度時効後支払損引当金繰入	17,043
特別損失計	46,837
税引前中間純利益	278,123
法人税、住民税及び事業税	110,884
法人税等調整額	15,291
法人税等合計	126,176
中間純利益	151,946

（6）中間株主資本等変動計算書

（単位： 千円）

	第47期中間会計期間 (自 平成21年4月１日 至 平成21年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,045,600
当中間期末残高	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	2,266,400
当中間期末残高	2,266,400
その他資本剰余金	
前期末残高	2,450,074
当中間期末残高	2,450,074

資本剰余金合計	
前期末残高	4,716,474
当中間期末残高	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	128,584
当中間期末残高	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
前期末残高	104,600
当中間期末残高	104,600
退職慰労積立金	
前期末残高	100,000
当中間期末残高	100,000
別途積立金	
前期末残高	9,800,000
当中間期末残高	9,800,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	5,550,806
当中間期変動額	
剰余金の配当	△366,120
中間純利益	151,946
当中間期変動額合計	△214,173
当中間期末残高	5,336,632
利益剰余金合計	
前期末残高	15,683,990
当中間期変動額	
剰余金の配当	△366,120
中間純利益	151,946
当中間期変動額合計	△214,173
当中間期末残高	15,469,817
株主資本合計	
前期末残高	22,446,065
当中間期変動額	
剰余金の配当	△366,120
中間純利益	151,946
当中間期変動額合計	△214,173
当中間期末残高	22,231,892
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△102,294
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	9,387
当中間期変動額合計	9,387
当中間期末残高	△92,906
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△102,294
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	9,387
当中間期変動額合計	9,387

当中間期末残高	△92,906
純資産合計	
前期末残高	22,343,771
当中間期変動額	
剰余金の配当	△366,120
中間純利益	151,946
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	9,387
当中間期変動額合計	△204,786
当中間期末残高	22,138,985

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第47期中間会計期間 (自 平成21年4月１日 至 平成21年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 ① 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 ② 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務 時価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。） (5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
4 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

	第47期中間会計期間 (自 平成21年4月１日 至 平成21年9月30日)
5 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

第47期中間会計期間 (自 平成21年4月１日 至 平成21年9月30日)
（時効後支払損引当金） 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金については、従来、請求時に費用処理をしておりましたが、金額的重要性が増したことにより、受益者からの今後の支払請求に備えるため、当中間会計期間より、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を「時効後支払損引当金」として計上する方法に変更しております。 これにより、従来の方法に比べ、経常利益は1,164千円、税引前中間純利益は18,207千円減少しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第47期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
※１ 有形固定資産の減価償却累計額	398,425千円

（中間損益計算書関係）

	第47期中間会計期間 （自 平成21年4月１日 至 平成21年9月30日)
※１ 減価償却実施額	有形固定資産 41,859千円 無形固定資産 3,772千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第47期中間会計期間（自 平成21年4月１日至 平成21年9月30日）

１ 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070
合計	1,052,070	-	-	1,052,070

２ 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月16日定時株主総会	普通株式	366,120千円	348円	平成21年3月31日	平成21年6月17日

（リース取引関係）

第47期中間会計期間 (自 平成21年4月１日 至 平成21年9月30日)
１ ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （１）リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 （２）リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「２ 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（有価証券関係）

第47期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

１ 時価のある有価証券

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) その他有価証券			
① 株式	78,015	60,040	△17,975
② 債券	25,027	25,095	67
③ 証券投資信託	6,754,962	6,616,223	△138,738
計	6,858,005	6,701,358	△156,646

２ 時価評価されていない主な有価証券

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
(1) その他有価証券	
① 非上場株式	463,698
計	463,698

（デリバティブ取引関係）

第47期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

（一株当たり情報）

第47期中間会計期間 (自 平成21年4月１日 至 平成21年9月30日)	
１株当たり純資産額	21,043.26円
１株当たり中間純利益	144.42円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

１ １株当たり中間純利益

中間損益計算書上の中間純利益	151,946千円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る中間純利益	151,946千円
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

（重要な後発事象）

第47期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２ 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名 称		資本金の額（百万円）	事業の内容
(1)受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,231	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 投資顧問会社	ハーベスト・グローバル・インベストメンツ社	※1 7.7百万米ドル	中国（香港）において投資顧問業および投資信託業務を行っています。
	ＵＴＩアセットマネジメント社	※2 1,250百万インドルピー	インドにおいて投資顧問業および投資信託業務を行っています。
	ＵＯＢアセットマネジメント社	※2 3百万シンガポールドル	シンガポールにおいて投資顧問業および投資信託業務を行っています。

(3)販売会社	みずほインベスターズ証券株式会社	80,288	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	大熊本証券株式会社	343	
	長野證券株式会社	600	
	前田証券株式会社	2,198	

（注）資本金の額　平成21年３月末日現在　※1 平成21年11月末日現在　※2 平成21年６月末日現在

２ 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 投資顧問会社

委託会社に対し、各マザーファンドにおいて、運用に関する投資助言の提供を行います。

(3) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

３ 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

平成22年１月22日現在、該当事項はありません。

＜参考：再信託受託会社の概要＞

名称　　：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３ 【その他】

(1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載するほか、有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」の内容を要約し、「ファンドの基本情報」等として目論見書の冒頭に記載する場合があります。

(2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」５ 「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。

(3) 目論見書に約款の全文を掲載し、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」の詳細な内容については、概略のみを記載し、当該約款を参照する旨を併せて記載することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。

(4) 目論見書の巻末に用語集を記載する場合があり、また、有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について用語集に記載することで有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。

(5) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(6) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(7) 当ファンドは、投資信託評価会社よりファンドの評価を取得し、販売用資料等に使用する場合があります。また、販売用資料等において、当ファンドの運用実績を表示する場合があります。

(8) 目論見書の表紙裏などに「当ファンドをお申込みされる投資家の皆さまにあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするもの」として以下の内容を記載することがあります。
・当ファンドの取得申込みにあたっては、下記の事項および本投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みいただき、当ファンドの内容をご理解のうえ、お申込みいただきたい旨を記載した内容。
・当ファンドにかかるリスクの概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」３「投資リスク」を要約し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動により損失が生ずることとなるおそれがある旨の内容。
・当ファンドにおいて投資家が支払うべき対価（手数料等）の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」４「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額（それらの上限額を含む。）またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。

独立監査人の監査報告書

平成２１年６月１６日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　茂木 哲也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　福村　寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第４６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２１年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（当期中間）へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２１年１２月２４日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村　寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの第４７期事業年度の中間会計期間（平成２１年４月１日から平成２１年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２１年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２１年４月１日から平成２１年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成２０年６月１７日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　成澤 和己 印

代表社員
業務執行社員　公認会計士　樽本 修平 印

業務執行社員　公認会計士　茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの第４５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２０年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。